

## 福岡市と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの 地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下共働事業という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 共働事業は、コンビニエンスストアの特性を生かし、甲と乙との共働による活動を推進することにより、地域社会の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次に掲げる事項とする。

なお、当該各号の具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

- （1）アジアを見据えた観光振興に関すること。
- （2）地産地消や市産品の販路拡大に関すること。
- （3）地域及び暮らしの安全・安心、災害対策に関すること。
- （4）環境政策に関すること。
- （5）子ども及び青少年の育成に関すること。
- （6）高齢者・障がい者の支援に関すること。
- （7）その他地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。

### （確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

### （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかからこの協定の内容変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

- 第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

- 第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 3月 29日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役社長 COO 井阪 隆一